



共に羽ばたく未来に

税理士法人

*will* Tax News

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-27-5 大橋ビル 4F

Tel 03-6432-9986 / Fax 03-6432-9987

HP [http:// will-tax.com](http://will-tax.com)

e-mail [info@will-tax.com](mailto:info@will-tax.com)

2024年3月号 No.068

\*\*\*\*\*

## 今月のテーマ 中小企業の交際費等の損金不算入制度の改正

先月に引き続き、昨年2023年12月14日に公表された令和6年度税制改正大綱の中から中小企業の皆様に関係するトピックを選択しました。今回は交際費等の損金不算入制度について従来の内容と今回の改正内容についてご紹介いたします。なお、下記の改正の内容は執筆時において法案成立前である点をご了承ください。

### 1. 従来の制度の概要

#### (1) 内容

交際費等の損金不算入制度は、冗費を節約し企業経営の健全化を図るとともに公正な企業間競争を促すため、1954年に創設されました。この制度は、法人がその得意先、仕入先その他事業関係者などに接待、慰安、贈答その他これらに類する行為(以下、接待等)のために支出した費用のうち、下記(3)の限度額を超えた部分は損金(=費用)にできないというものです。

#### (2) 交際費等から除外されるもの

次のような費用は交際費等から除かれます。

① 従業員の慰安を目的とした行事のために通常要する費用(福利厚生費)

② 飲食その他これに類する行為(以下、飲食等)のために要する費用(その法人が自社に属する人員に対する接待等のために支出するものを除く)で、その支出する金額を飲食等に参加した者の数で割って計算した金額が5,000円以下である費用で次の事項を記載した書類を保存しているもの

(ア) 飲食等のあった年月日

(イ) 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業関係者の氏名・名称およびその関係

(ウ) 飲食等に参加した者の数

(エ) その飲食等に要した費用の額、飲食店等の名称および所在地

(オ) その他飲食等に要した費用であることを明らかにするために必要な事項

※上記5,000円について、税抜経理を採用している場合は税抜5,000円以下で、税込経理を採用している場合は税込5,000円以下でそれぞれ判定します。

③ 打ち合わせ等の際に用意する茶菓や弁当その他飲食物の購入のために通常要する費用(会議費)

④ 広告宣伝を目的に不特定多数の者に配布する目的の物品を購入するために通常要する費用(広告宣伝費)

#### (3) 損金算入限度額

期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である法人の交際費等について損金算入される限度額は次のように計算されます。

次の金額のうちいずれかの金額を損金算入限度額として選択可能

a. 交際費等の額のうち、飲食等のために要する費用(上記(2)②の費用)×50%

b. 年間800万円×その事業年度の月数/12

### 2. 改正の内容

#### (1) 内容

今回の改正では、上記1(2)②の要件のうち、その支出する金額を飲食等に参加した者の数で割って計算した金額が10,000円以下に変更されました。

#### (2) 改正の適用

本改正は令和6年4月1日以後に行われる接待等に係る交際費等から適用される見込みです。

#### (3) 注意点

3月に決算を迎える法人以外の法人の場合、事業年度の途中から取り扱いが変更となるため注意が必要です。例えば会計ソフト上で会議費や交際費勘定に少額飲食などの補助科目を設定している場合、令和6年4月1日前後で運用を見直す必要が生じます。

2024年3月号 No.068